

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三七一タ	通	浮遊物質 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
七	常	窒素 (mg/l)	通
七	最	窒素 (mg/l)	常
七	大	窒素 (mg/l)	最
七	通	窒素 (mg/l)	大
五	常	窒素 (mg/l)	通
五	最	窒素 (mg/l)	常
五	大	窒素 (mg/l)	最
三	通	窒素 (mg/l)	大
三	常	窒素 (mg/l)	通
三	最	窒素 (mg/l)	常
三	大	窒素 (mg/l)	最
一	通	窒素 (mg/l)	大
一	常	窒素 (mg/l)	通
一	最	窒素 (mg/l)	常
一	大	窒素 (mg/l)	最
二	通	窒素 (mg/l)	大
二	常	窒素 (mg/l)	通
二	最	窒素 (mg/l)	常
二	大	窒素 (mg/l)	最
〃	通	窒素 (mg/l)	大
〃	常	窒素 (mg/l)	通
〃	最	窒素 (mg/l)	常
〃	大	窒素 (mg/l)	最
二、九四九、三三〇	通	窒素 (mg/l)	大
二、九四九、三三〇	常	窒素 (mg/l)	通
二、九四九、三三〇	最	窒素 (mg/l)	常
二、九四九、三三〇	大	窒素 (mg/l)	最
二、九四九、四〇八	通	窒素 (mg/l)	大
二、九四九、四〇八	常	窒素 (mg/l)	通
二、九四九、四〇八	最	窒素 (mg/l)	常
二、九四九、四〇八	大	窒素 (mg/l)	最

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
堰 囲 い	三、八四〇、〇〇〇	沈 殿 連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	処 理 前	処 理 後		
水素イオン濃度 (水素指数)	通	〃	〃	〃
	常	〃	〃	〃
化学的酸素要求量 (mg/l)	通	〃	〃	〃
	常	〃	〃	〃
浮遊物質 (mg/l)	通	〃	〃	〃
	常	〃	〃	〃
窒素 (mg/l)	通	〃	〃	〃
	常	〃	〃	〃
リン (mg/l)	通	〃	〃	〃
	常	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	八	通	〃	二、九四九、三三〇
〃	九	常	〃	二、九四九、三三〇
〃	六	最	〃	二、九四九、三三〇
〃	六	大	〃	二、九四九、三三〇
三	二・五	通	〃	二、九四九、四〇八
五	四・三	常	〃	二、九四九、四〇八
一〇	六	最	〃	二、九四九、四〇八
二〇	一三	大	〃	二、九四九、四〇八
〃	一	通	〃	二、九四九、四〇八
一・三	〇・九	常	〃	二、九四九、四〇八
二・二	一・二	最	〃	二、九四九、四〇八
〃	〇・一	大	〃	二、九四九、四〇八
〃	〇・二	通	〃	二、九四九、四〇八
二、九四九、三三〇	二、九四九、三三〇	常	〃	二、九四九、四〇八
二、九四九、三三〇	二、九四九、三三〇	最	〃	二、九四九、四〇八
二、九四九、四〇八	二、九四九、四〇八	大	〃	二、九四九、四〇八

山口県告示第二百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定に基づき、土地

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称
下関土地改良区

認可年月日
令和四、六、二一

山口県告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和四年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字鹿野下字細野谷一〇七六五、一〇七七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

市産業振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

令和四年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字雲雀山梅戸ノ浴一九七六、字雲雀山梅戸口一九七七、字雲雀山一九八〇、字雲雀山梅戸一九八一、一九八二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)



(二二五) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年七月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

防府市大字白道

三 作業の期間

令和四年七月五日印刷
令和四年七月五日発行

発行所
発行人

山口県知事
山口県庁

令和四年六月十五日から令和五年二月二十八日まで